

## ○習志野市パブリックコメント手続実施要綱

平成 17 年 4 月 12 日

告示第 103 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市の市民に対する説明責任を果たし、もつて市民との協働による公正でより民主的な市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策及び条例等の策定、作成等(以下「策定等」という。)の過程において、その趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等から公表したものに対する意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等に対して市の考え方を公表するとともに、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有するもの、市内に通勤又は通学する者その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

(平 27 告示 344・一部改正)

### (対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策及び条例等(以下「政策等」という。)の策定等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃

(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例又は規則の制定又は改廃

(4) 市の基本的政策を定める総合計画等の計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(5) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

(6) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第1項又は第2項の評価書の作成

(平27告示344・一部改正)

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと認められる場合

(2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

(策定等の案等の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に規定する政策等の策定等をしようとするときは、あらかじめ当該政策等の策定等の案を公表するものとする。この場合において、公表に当たっては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 策定等の案の名称

(2) 策定等の案等に係る資料

(3) 意見等の提出先

(4) 意見等の提出方法

(5) 意見等の提出期間

(6) その他意見等の提出に関し必要な事項

2 前項の場合において、同項第2号の資料は、次に掲げるとおりとする。ただし、第3条第6号の評価書が対象となる場合はこの限りでない。

(1) 策定案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 策定案の概要

(3) 策定案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(4) その他関連する資料

3 前2項に規定する公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(平27告示344・一部改正)

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、この要綱の定めるところにより、市民等から政策等の策定等に係る意見等の提出を求めなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する意見等の提出を受けようとするときは、市民等に対し、原則として住所及び氏名(市民等が法人その他の団体の場合にあつては、当該団体の名称、代表者の氏名及び所在地)の明示を求めるものとする。

3 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面等の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子情報処理組織

(5) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、意見等の提出期間について、政策等の策定等の案の公表の日から1か月程度設けなければならない。

(平27告示344・令3告示125・一部改正)

(意見等の考慮)

第7条 実施機関は、政策等の策定等をする際には、前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに策定等の案を修正したときはその修正内容及び理由を公表しなければならない。ただし、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)第8条各号に掲げる非公開情報に該当するおそれのある情報は除くものとする。

3 第 5 条 第 3 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(平 27 告示 344・一部改正)

(実施状況の公表)

第 8 条 市長は、パブリックコメント手続を実施している政策等及び終了した政策等の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(他の手続との調整)

第 9 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、実施機関はパブリックコメント手続を実施しないで政策等の策定等の意思決定をすることができる。

2 実施機関が、法令又は他の条例に基づき市民等の意見等を聴取し政策等の策定等を行うときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(平 27 告示 344・一部改正)

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この告示の規定は適用しないが、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日告示第 344 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 28 日告示第 125 号)

この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。